

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条まち再生・創造推進室の款中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 租税特別措置法施行規則第18条の3の2第1号に掲げる書類の交付に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)